

【論文】

ドイツ会計制度における債権放棄の処理

Accounting for Waiver of Claims in German Accounting Law

五十嵐 邦 正
Kunimasa Igarashi

<目次>

はじめに

- I ドイツ商法における債権放棄
 - II ドイツ税法における債権放棄
 - III 財務改善条項付債権放棄
 - IV 債権放棄の動向
- むすび

(要旨)

ドイツ会計制度における債権放棄の会計処理を検討した結果、以下の結論が得られた。第1に、第三者たる債権者の債権放棄及び出資者が事業上の事由ないし欠損填補等の目的による債権放棄に関して債務者側は債務を臨時収益に振り替え、債権者及び出資者は債権を費用に振り替える。第2に、DESに関して債務者側は時価説に基づき価値を有する債務部分を資本化し、価値を喪失した部分を収益に計上する。債権者は前者の債権を投資に振り替え、後者のそれを費用に計上する。第3に、資本金の増加を伴わない債権放棄に関して、出資者が出資意図を明確にしたものは商法上の任意の出資に該当し、税法上は第三者比較を通じて会社関係による債権放棄を隠れた出資とみなす。出資者は商法上は既述の時価説で処理し、税法上債権が事業財産に該当するときに持続的な価値減少及び隠れた出資を部分価値でそれぞれ評価する。第4に、財務改善条項付債権放棄に関して債務者側は債務免除時点で債務を減少させ臨時収益を計上し、財務改善条項による利益の発生時点で債務及び費用を計上する。債権者は債務免除時点で債権を費用化し、利益発生時点で再び債務を計上する。第5に、最近の債権放棄に関する動向としてDESに代わってRDESや債務法上の享益権を利用したDMSといった新たな手法も展開されている。

はじめに

わが国においていわゆるデット・エクイティ・スワップ (debt-equity-swap; 以下DESと略す) に関して債権者側の会計基準¹⁾が示されている。債権者が自己の債権を債務者に対して再建計画等の事由から株式化する場合には、債務者側は現物出資取引として処理する。一

方、債権者側は取得する株式を債権とは異なる新たな資産の取得とみなす。その場合、株式の取得時における時価が消滅した債権の帳簿価額を下回るときには、その差額を当期の損益に計上する。会社法上、DESに関して債務者側について債務の券面額による評価が通説である²⁾。但し、倒産回避の状況とは異なる一般的状況においては既存株主の損害が発生しうするため、券面額による評価は限定的とする見解もある³⁾。また、債務者側が時価評価をベースとするか券面額をベースとするかは解釈が分かれており、既存株式の価値がゼロかそれに限りなく近いときには券面額でも問題はないという見解もある⁴⁾。税務上はDESは現物出資方式による資本金等の増加に相当する。したがって、適格現物出資のケースを除き、債権の時価で評価し(法人税基本通達2-3-14)、債権の時価と券面額との差額を債務消滅益として計上する。債権者側も同様に債権の時価で評価し、券面額との差額が生じたときには債権譲渡損失を計上する⁵⁾。

この小論では、このようなわが国の債権放棄の処理との対比においてドイツにおける債権放棄の処理法を検討することにしたい。

I ドイツ商法における債権放棄

1 第三者による債権放棄

ドイツ商法上、債権者による債権放棄は民法第397条1項における債務免除(Erlass der Schuld)に該当する。債務者側は当該債務を減少させて臨時収益に計上しする。債権者は価値を喪失した債権部分を費用処理する。

2 資本金増加を伴うDESの場合

(1) 会社側の処理

債権者の債権放棄により債務者の資本金の増加を伴うDESの場合は、現物出資と解される。その結果、株式法第183条1項1文及び有限会社法第56条1項1文に従って処理する。株式会社では特に引受済資本金(gezeichnetes Kapital)の責任機能面から、債権の券面額ではなくて事実上の価値、つまり時価で資本化される⁶⁾。ここでは会社が資本金の増加時点ですべての支払期限が到来する会社の負債を確実に支払うことができることを前提とする。これが通説である。

これに対して、債権の券面額で評価すべきとする少数説もある。その根拠は、DESによって債務者側の会社には実質的に何ら債権という資産が流入しておらず、現物出資としての債権の評価問題は発生しないという点にある。したがって、DESはあくまで債権の消滅と会社債務の免除に伴うその券面額による資本化を意味するにすぎず、債権部分が依然として価値を要するか価値を喪失しているかを問わない⁷⁾。債務の資本化に関しては、債権者の立場からではなくて債務者である会社側の視点を重視すべきである。この立場からは債権による出資ではなく、むしろ単に貸方項目間の交換取引を意味し負債の資本化にすぎない⁸⁾。支払不能(Zahlungsunfähigkeit)もしくは債務超過(Überschuldung)といった倒産手続に関与しないときには、債務をその券面額のままで負債化すればよい。これは債権者保護思考にも反しない⁹⁾。なお、この券面額説の立場に立つ場合、後述する債権者の時価説との間で処理に関する対応(Korrespondenz)の関係は成立しない。債権者側は不均等原則(Imparitätsprinzip)を適用しなければならないからである¹⁰⁾。

しかし、通説は出資者による債権を出資財とみなし、価値を有する債権の時価相当分だけを債務者側も資本化すべきであると主張する。まさしくDESはそれに該当する。ここではあくまで第三者としての債権者が一義的であり、けっして出資者としての債権者が問題ではない¹¹⁾。債権者にはたしかに券面額による債務の資本化は有利である。しかし、将来の債権者には逆に不利となる。損失負担面からはやはり債権の時価相当分だけを資本化すべきである¹²⁾。また出資者保護の見地からもDESを券面額で資本化すると、出資者自身の財産投資は希薄化する¹³⁾。このような種々の理由から、債権の券面額ではなくて、時価で資本化すべきであると反批判する。

(2) 債権者の処理

一般にDESに関して債権者は債権の券面額のうちまだ価値を有する部分を債権から投資に振り替え、価値を喪失した部分について費用処理する。この処理については特に問題はない。

これが取得原価に通じるのか、それとも製造原価に通じるのかに関して議論がある。一方で、債権者はDESにより資本金増加を伴う持分を取得したので、それは明らかに第三者からの権利の取得ではない。その意味で取得取引ではない。他方で、持分取得は原料から製品への企業内における資産増加を示す製造取引とも異なる。むしろ、それは企業に対する出資取引であり、取得取引でもないし製造取引でもない。ただ、出資に伴い自己の資産から会社の資産への譲渡とみなせば、それは取得取引にきわめて類似する。それはDESを現物出資とみなし債権の事実上の価値で評価する考え方と適合する¹⁴⁾。

3 資本金増加を伴わない任意出資の場合

DESを実施しても会社側において資本金増加を伴わないときもある。これは出資者が会社債権を放棄したときである。出資者による任意の出資がそれである。

(1) 会社側の処理

出資者が事業上の事由から会社債権を放棄するときには、すでに触れた第三者としての債権者による債権放棄と同様に成果作用的に処理する。事業上の事由とは出資者が持分所有者としての立場よりもむしろ会社自身の経済的活動にウェイトを置いた立場を指す。具体的には欠損填補や業績上の数値もしくは債務法上の関係に着目した債権放棄がそれに該当する。これは特に出資者が第三者と同様に会社と継続的な仕入先もしくはサービス提供との関係にあるときに生じる¹⁵⁾。

これに対して、商法上出資者が出資意図を明確にして債権を放棄するケースがある。それは上述の事業上の事由による会社債権の放棄と異なり、臨時収益として処理しない。それは広義の出資取引に該当するので、むしろ成果中立的な処理が必要となる。これが任意の資本出資である。この任意の出資を税法上の用語では隠れた出資 (verdeckte Einlage) という。この隠れた出資という用語を商法上でも用いるケースが少なくない。ただ、両者は厳密には同一概念ではない。出資者の出資意図を要求する点で、商法上の任意の出資のほうが第三者比較を通じてその範囲を客観的に決定する税法上の隠れた出資よりも範囲が狭いからである¹⁶⁾。

この任意の出資もしくは隠れた出資に該当する債権放棄の処理において、出資の金額決

定がまず問題となる。これについて、2つの見解がある。1つは、このケースでもすでに触れた現物出資規定を準用し債権の時価を資本化すべきとする見解である。これが文献上の通説であり支配的な判例でもある¹⁷⁾。もう1つは、債権の券面額を資本化すべきとする有力な見解である。この任意の出資もしくは隠れた出資は、会社法上の現物出資規定の適用外である。このため任意の出資については責任量もしくは資本維持の原則の適用はなく、債務の券面額を常に資本化すべきである¹⁸⁾。

その評価の違いはともかく、この任意の出資は商法第272条2項4号の定める資本準備金(Kapitalrücklage)に表示する点で一致する¹⁹⁾。この第4号の資本準備金は商法第272条2項1号から3号までの資本準備金のように拘束性の性質を有するものとは違って、拘束性がない。その資本準備金は、出資者が自己資本のなかに提供するその他の追加支払額(Andere Zuzahlungen)を意味する。その取崩については、1号から3号までの拘束性のある資本準備金のように制限されていない。しかるべき権限のある会社機関の決議でいつでもその取崩しが可能である(株式法第150条3項・4項)。

(2) 出資者の処理

出資者は会社法以外の手続で会社債権を放棄したときの処理法は、すでに触れた第三者としての債権者による資本金増加の処理と同様である。債権価値を有する金額だけ投資に振り替え、価値を喪失した債権部分については損失を計上する。

その投資勘定への資産化の内容が問題となる。それを事後的な取得取引と解する考え方がある。このほかに事実上そこには取得取引がないので、むしろ資産の改良との関連で製造取引または投資の価値が増加したときに資産化し、それ以外は維持費(Erhaltungsaufwand)として処理すべきであるという考え方もある²⁰⁾。

II ドイツ税法における債権放棄

1 会社関係のない債権放棄

第三者たる債権者などの出資者以外の者が債権を放棄した場合、あるいは出資者がすでに触れたように事業上の事由から会社債権を放棄した場合には、いずれも会社関係(Gesellschaftsverhältnis)はない。そこで、債務者の会社側では商法と同様に税法上も利益が発生する²¹⁾。そのようなケースでは出資者以外の者または出資者は債権を費用処理する。

2 会社関係による債権放棄

これに対して、会社関係のある場合の債権放棄はそれとは異なる。

(1) 会社側の処理

1) 資本金の増加を伴うDESの場合

債権放棄の対価として、会社の持分としての会社権の対価が付与され資本金が増加する場合は会社法における公示の出資(offene Einlage)に該当する。これはいわゆるDESのケースで、出資者と会社との間における交換に準じた取引(tauschähnliches Geschäft)とみなされる²²⁾。それは資産の部分価値(Teilwert)で評価される²³⁾(所得税法第6条1項5号1文)。ここで部分価値とは、事業全体の取得者がその全体購入価格の範囲で各経済財に付す金額をいう(所得税法第6条1項3文)。債権放棄のケースでは債権の事実上の価値、つまり時価に相当す

る額が公示の現物出資の金額となり、資本金等の増加となる²⁴⁾。価値を喪失した債権部分については税務上の収益となる。

2) 資本金の増加を伴わない隠れた出資の場合

出資者は会社債権を放棄するが、資本金の増加を伴わないケースがある。これは出資者が会社関係から会社債権を放棄した場合である。ここで会社関係は、出資者以外の第三者が誠実で良心的な商人としての慎重さを適用するときには付与しないであろう会社への贈与(Zuwendung)に対する原因を意味する(法人税通達40-3)。このような第三者比較を通じて会社関係がある会社債権の放棄に該当するときには、実質的に会社に対する資本提供があったとみなされる。これが前述の隠れた出資である。ここでは出資者にはその出資の対価に対して公示の出資のように会社権たる持分は付与されず、何ら反対給付はない。

この隠れた出資の場合には、その評価が実は問題となる。

A 時価説

通説は、公示の出資と同様に債権の時価説を支持する²⁵⁾。その第1の根拠は、会社債権の放棄に伴い、出資者はすでに債権の部分価値で評価減している以上、会社側もこれに即した対応原則に基づき債務の時価で資本化する必要がある²⁶⁾。この部分価値を債務の評価に適用すれば、事業の取得者が当該債権の放棄に際して支出しなければならない金額、つまり債務の解放価値(Ablösbetrag)が債務の部分価値となる。

第2の根拠は、1997年の連邦財政裁判所(Bundesfinanzhof;BFH)の大審院による判決では、出資について流入する経済財の部分価値で計上しなければならないとする所得税法第6条1項5号の規定を根拠に、債権の譲渡と債権の放棄は同一結果をもたらす点である²⁷⁾。いずれも価値を有する債権の時価相当部分のみが出資評価の対象となる。

第3の根拠は、税金節約モデルに基づく点である。仮に価値を喪失した債権部分も隠れた出資の範囲に含め旧法人税法第30条2項4号の自己資本04に計上すると、その部分を取り崩して株主に配当しても税負担は生じない(1977年法人税法第40条1項1文1号)。それ故に、価値を喪失した債権部分は非課税の資本準備金となる。会社が財務改善を進め自主的に会社更生がうまくいき、それを出資者に配当したときには債権放棄をしなかった場合に比べて税務上出資者には有利となる²⁸⁾。資本準備金による配当は利益準備金のそれよりも税率が低いからである。

判例及び通説はこの時価説を支持する。

B 券面額説

この時価説に対して券面額説もある。その根拠は次の通りである。

第1は、出資者の会社債権放棄について、出資者側の立場ではなくて債務者としての会社側の立場を重視する必要がある点である。この会社側の立場に立てば、出資者の債権放棄は債務者にとっては債務免除契約(Erlassvertrag)を意味する。その結果、当該債権が価値を有するか否かは関係ない²⁹⁾。所得税法第4条1項1文の定める財産増加は貸借対照表の計上問題、とりわけ債務の消滅自体にだけ関連するが、しかし貸借対照表評価問題とは関連しない。

第2は、税務上事業財産の原因だけを追求し、隠れた出資の機能を全面に押し出せば、もはや価値を喪失した債権部分と価値を有する部分とをあえて区別する必要はない点である。債務超過の状況の除去ないし解消の回避を目的とした債権放棄は明らかに事業上の事由ではなくて会社関係に起因するからである³⁰⁾。仮に価値を喪失した債権部分を隠れた出資と

みなさずに税務上の債務消滅益ないし債務免除益として課税すれば、財務内容がすでに悪化している会社側にとっては一段と耐え難い財務結果をもたらす。その課税は会社更生を一段と妨げかねず、すでに触れた更生利益による税金の節約効果は全くないからである³¹⁾。

第3は、会社債権の時価をベースとする考え方のなかには、債権の放棄と債権の譲渡の混同(Konfusion)がある点である。別言すれば、債権放棄では債権債務関係が同一人物のなかで同一時点で解消する。したがって、会社への資産流入のある債権譲渡とは違って、債権放棄による債権は出資されていない³²⁾。

第4は、債権放棄を仮に出資とみなし、その出資を所得税法第6条1項5号で定める部分価値で評価すれば、事業の取得者は債権放棄について債権の券面額を部分価値として評価する点である³³⁾。つまり、事業の取得者が債務の名目額だけ全体購入価格を減少させるとするであろうし、その結果として出資の評価に対するこの部分価値を計上しなければならない。

第5は、仮に債権の時価説により会社側もそれで評価すると、それと券面額との間に課税上の収益が価値を喪失した部分に発生する点である。それは企業の財務的危機の際には明らかに会社側の担税力に反する結果をもたらす³⁴⁾。

(2) 出資者の処理

出資者が会社債権を放棄するときには、それが事業財産の場合と個人財産の場合とで区別される。

1) 事業財産の場合

出資者が所得税法の規定あるいは法人税法の規定の適用を受けるかによって、事業財産に関する処理は異なる。

所得税法上、債権について持続的な価値減少が生じているときには、その部分価値による評価減が要求される(所得税法第6条1項2号2文)。出資者による債権放棄が公示の出資に該当するときには、追加的に得られる会社の持分が資産化される。その際には債権の普通価値(gemeiner Wert)で評価される(所得税法第6条6項1文)。ここで普通価値とは、正常の営業取引において経済財の性質により売却を仮定したときに得られる価格をいう(評価法第9条)。このケースは交換取引であり、譲渡資産の価値と受入資産の価値とは一致する。

出資者による会社債権の放棄に伴い、債権から投資への振り替えに際して投資の事後的な取得原価に関する評価問題がある。これが発生するのは、債権放棄が公示の出資以外の隠れた出資に該当する場合である。ここでは投資に対するコストが資産化される。この事後的な取得原価について、出資する経済財の部分価値で評価する(所得税法第6条6項2文)。この規定の趣旨は、隠れた出資と交換取引との区別にある。隠れた出資においては、出資者は何ら追加的な会社権を獲得しない。単に自己が保有する既存の会社権の強化、つまり会社の収益力増加をもたらすにすぎない。ただ、既存の会社権の強化に実質的につながるかどうかは問題を含む。それが判明するのは、将来の持分売却時点まで待たねばならないからである。また、出資者と会社側との評価の対応により、出資者は価値を有する債権の部分価値評価のみを投資の事後的な取得原価とすべきという見解がある³⁵⁾。

このような事業財産の隠れた出資に関する部分価値評価に対して、それを普通価値で評価すべきという有力説もある。利益がすでに実現しているので、普通価値が妥当である³⁶⁾。もっとも、通常は部分価値と普通価値は一致するが、しかし個々のケースでは両者は相違

しうる。部分価値は継続企業を前提とした評価方法だからである。

周知のように、法人税法上は配当可能利益に対する二重課税を回避するため、他の資本会社から受け取る利益配当は非課税となる(法人税法第8b条1項)。但し、その5%分だけは控除できる事業支出には計上できない(法人税法第8b条5項1文)。法人に対する持分の売却利益も同様に非課税である(所得税法第20条1項1号)。債権放棄との関連で債権の価値を有する部分の金額で常に事後的な取得原価が生じ、投資額はその後で部分価値による評価減を実施するということが所得税法第6条6項2文を適用することから出発すれば、所得税法に対して法人税法は資本会社にとって若干不利となる。資本会社には投資の部分価値による評価減をせずに事後的な取得原価を実施しなければならない³⁷⁾。投資の部分価値による評価減は法人の利益をマイナスできないからである(法人税法第8b条3項3文)。

2) 個人財産の場合

資本会社に対する債権または投資が出資者の個人財産に属するときには、会社債権の放棄は事後的な取得原価となりうる(所得税法第17条・23条)。その際にこの事後的な取得原価と資本財産による所得ないし非独立的労働からの所得の範囲における必要経費とを区別する必要がある。

資本会社の個人的持分に関する売却利益は一定の前提のもとでのみ税務上課税される。1つは、投資がその取得後1年以内に転売されるときである(所得税法第23条1項1文2号)。他の1つは、上記の1年以内の転売という期間の制限のほかにも出資比率が1%以上の重要な投資に該当する場合である(所得税法第17条)。

このうちで債権放棄によって生じる隠れた出資の問題は、一般に長期間にわたって個人財産として保有する持分についてだけ生じる。会社債権を放棄した出資者が所得税法第17条の重要な投資でなく、つまり出資比率が1%を下回るときには、税務上は対象外となる。これに対して、重要な投資に該当するときには、その持分売却において損益が算定されねばならない。会社債権の放棄が会社関係に起因するときには、公示の出資または隠れた出資が資本会社に生じる。公示の出資に該当するときには、取得原価の増加は出資の普通価値である。それが交換取引だからである。隠れた出資に該当するときには、事後的な取得原価が問題となる。この点に関し判例は所得税法第17条2項の範囲においてかなり広い取得原価概念から出発する。このなかですべての財務的費用が含まれる³⁸⁾。その根拠は、個人的な担税力原則が十分に反映されねばならないからである。これによって投資から生じる収益とそれを生み出すのに生じた費用とが対応する。なお、個人財産においては、投資の部分価値による評価減はできない。

利子による収益については、資本の損失と利子収益の獲得との間には経済的関係がない。このため、資本損失は必要経費として認められない。但し、業務執行者を兼ねた出資者が会社に投資するが、しかし会社への債権が会社関係に起因せず、労働関係からのみ生じる例外的なケースでは、債権放棄に伴う損失は必要経費となる³⁹⁾(所得税法第19条)。

III 財務改善条項付債権放棄

1 財務改善条項付債権放棄の概要

これまで述べてきた債権放棄と若干性質を異にするのが財務改善条項付債権放棄(Forderungsverzicht mit Besserungsschein)である。これは債権放棄に財務改善条項がセット

になったタイプである。債権放棄は一般に債務者としての会社側では債務免除に伴い、たしかに資本会社の債務超過を回避できるメリットがある。他方、債権者側または出資者は自己の債権の権利を完全に喪失してしまうデメリットがある。そこで、財務改善条項付債権放棄はこの点を見直し、会社側の財務改善がうまく軌道に乗り会社の収益力が回復し会社の更生が可能となった段階で、すでに放棄した債権の全額またはその一部の弁済を定めたものである。いわば条件付債権の復活を意味する。

無条件の債権放棄の決定は、いうまでもなく民法第397条で定める消費貸借契約者間における債務法上の消滅をもたらす。その結果、債務者にとって当該債務は減少し、成果作用的に処理される。これは商法第275条15号でいう特別利益に相当する。

財務改善の契約内容とは、債務者の経済状況が改善したときに残余債権の一部もしくは残余債権のすべての弁済をする約束をいう。これを文書で契約したのが財務改善証書(Besserungsschein)である。これは、一定の前提のもとで債権者に対して自己の放棄した債権に対する事後的請求権を付与したものである。これに関して2つの見解がある。すなわち民法上の停止条件付債務免除(aufschiebend bedingter Erlass)(民法第158条1項)とみる見解と解除条件付債務免除(auflösend bedingter Erlass)(民法第158条2項)とみる見解がこれである。

前者の見解に従えば、免除時点で絶対的な債務免除が成立し、財務の改善により新たな債権(neue Forderung)が発生する。この債権は原初的な債権の貸借契約とは独立して新たに生じる⁴⁰⁾。これに対して、後者の見解に従うと、債権免除の後、財務の改善により原初的な債権が再び復活する⁴¹⁾。両者の解釈とも債務免除時点で法的な債務が消滅する点では共通する。両者の違いは財務改善に伴う債権計上の認識である。停止条件付債務免除は旧債権とは異なる新規の債権発生とみるのに対して、解除条件付債務免除では旧債権の復活とみる。通説は解除条件付免除と解する⁴²⁾。

停止条件付あるいは解除条件付のいずれかと捉えるかはともかく、財務改善条項付債権放棄は劣後契約(Rangrücktrittsvereinbarung)及び債務の猶予契約(Stundungsvereinbarung)とは異なる。前者は単に債務弁済の順位が他の債務に比べて劣後となるにすぎず、後者は支払期限の延長を意味する。いずれも債権自体は法的に継続し消滅しない点で共通する⁴³⁾。このように、劣後契約及び猶予契約から財務改善条項付債権放棄を明確に区別する必要がある⁴⁴⁾。

2 商法上の取扱い

(1) 会社側の処理

商法上、債務者としての会社側はこの財務改善条項付債権放棄について債務の免除時点で債務が消滅する。その結果、臨時収益としての債務免除益が生じる。この点に関して、例えば会社関係から出資者が債権放棄し出資者が出資意図を明確に表明したときには債務免除益としてではなくて、むしろ商法第272条2項4号の資本準備金に計上することも可能であるという見解がある⁴⁵⁾。この資本準備金については配当規制がなく、即座に取り崩すこともできる。

財務改善条項のなかで将来の年度剰余額あるいは清算剰余額に基づく債務弁済の定めがあるときには、将来の利益を獲得した場合にのみその法的な義務が発生するにすぎない。通説はこのような利益依存的義務をオフバランスとする。将来の利益が発生するまでは会社側にとって何ら経済的負担が発生していないからである⁴⁶⁾。

この通説に対していくつかの見解がある。

1つめは、条件発生の見込みが確実なときには、その負債化が必要であるという見解⁴⁷⁾である。これは用心の原則に基づく債務計上を根拠とする。しかし、法的にまだその条件が満たされていない以上、その必要はないと反批判される。

2つめは、財務改善契約の締結後に将来利益の発生が見込まれたり、あるいは倒産手続が適用されるときには、免除された債務を負債化しなければならないという見解である。継続企業の仮定のもとでその徴候が存在する場合には、期末現在の財産に対する負担があり、猶予に相当する一時的な債務免除と解すべきというのがその根拠である。しかし、将来利益をこの継続企業の仮定のみでその負債化を主張するのは必ずしも妥当ではない。というのは、企業はかなり長期間にわたって赤字となりうるので、通説はその負債化を不十分とみる⁴⁸⁾。

3つめは、財務改善が発生する以前に引当金を設定すべきとする見解である。これは不確定債務引当金を計上しなければならないという点を根拠とする。しかし、債務の経済的原因が発生するのは条件の発生時点であり、それ以前にはあえて引当金を設定する必要はないとされる⁴⁹⁾。

4つめは、財務改善条項のなかで自由な財産から債務が弁済されるという内容のときには、たしかにまだ負債化の必要はないが、しかしこの自由な財産の範囲に秘密積立金も含まれるときには、秘密積立金が存在すればその負債化が必要であるという見解である⁵⁰⁾。

このような種々の見解のなかで、通説は法的な債務が発生してはじめて経済的負担が債務者側で生じると解する。しかし、そこでは明らかに法的思考がベースとなっている。これに対して会計上は将来の利益発生あるいは自由な財産がある程度確実に見込まれる段階であらかじめ不確定債務引当金を計上するのが妥当であろう。

通説によると、財務改善条件が生じたときには、債務と費用を計上する。債務消滅時点で債務を資本準備金に振り替えたときには、まず利益処分の一環として資本準備金を取り崩し貸借対照表利益(Bilanzgewinn)を増加させた後に、次に債務を計上する⁵¹⁾。別言すれば、資本準備金から直接的に債務に振り替えない。

(2) 債権者または出資者の処理

債権者は債権放棄時点でその簿価を減少させて費用計上する。

出資者が会社関係から会社債権を放棄するときには、価値を有する債権部分について投資の事後的な取得原価とみなして投資に振り替え、価値を喪失した部分については費用計上する。財務改善条項が発生したときには放棄された債権を再び資産化し、それに対応して投資勘定を減額するとともにその同額を収益に計上する。逸失利息の遡及についても財務改善条項のなかで定めがあれば、その債権のなかを含める。但し、資産化される債権の上限は債権放棄時点の金額である⁵²⁾。

3 税法上の取扱い

(1) 会社側の処理

債権放棄が第三者としての債権者によるときには、債務免除時点で債務免除益を収益として計上する。出資者による債権放棄の場合、それが事業上の事由から実施されるときには、同様に債務免除を収益として計上する。

出資者の債権放棄が会社関係に基づく隠れた出資に該当するときには、通説では価値を有する債権部分についてはその部分価値で評価し、その同額を税務上の出資勘定に計上する。価値を喪失した債権部分は収益に計上する。この点に関して隠れた出資のケースはあくまで債務の消滅が問題であるにすぎず、債務の評価問題は発生しないという見解もある。この説に従うと、債務の時価ではなくてその券面額が税務上の出資勘定に計上される⁵³⁾。

隠れた出資の払戻しが生じたときには、一般に隠れた利益配当(verdeckte Ausschüttung)となるのが税務上の一般的ルールである。しかし、これには例外がある。解除条件の債権放棄による隠れた出資がその具体例である。ここでは法的な機関の決議で債権が復活したわけではなく、原初的に消滅した債務の復活が問題となる。この隠れた出資のケースにおける債務の復活は出資のマイナスと解される。その結果、税務上の出資勘定(steuerliches Einlagekonto)が減少する。これに対して、解除条件ではなくて停止条件の債権放棄については若干問題となる。たとえそれが解除条件への遡及がなくとも、経済的には債権免除による取消が重要となる。その限りでは以前の契約の復活思考(actus-contrarius-Gedanke)が適用されねばならない⁵⁴⁾。ここでもまた債務の計上は資本の払戻しに通じる。

すでに触れた2003年のBMF通達では、更生利益は一定の条件のもとで債務猶予あるいは債務免除となりうる。更生利益が債務猶予により非課税のときには、財務改善条項で債務の支払額は事業支出として控除できない(所得税法第3c条1項)。財務改善条項による債務の支払額があるときには、債務の免除はありえない。

債務免除以前の未払利息は債務免除時点で消滅し、財務改善条項の発生時点で再び債務となる。債務免除時点と財務改善条項の発生時点との間の利息部分については、債務免除契約でその支払を定めうる(民法第159条)。この未払利息については、通説では財務改善条項の発生時点まで引当金も債務も計上できない。税務上、債務免除が隠れた出資に該当するときには、それは財務改善条項の発生時点までは自己資本に属する。それ故に、その利息支払額が事業支出として計上できるかどうかの問題となる。通説は事業支出への計上を認める⁵⁵⁾。一部にはそれが自己資本への振替を示す以上、やはりそれを隠れた利益配当とみなす見解もある。ただ、その利息支払が提供された資金に対する代償ではなくて、債権放棄に伴う持分所有者の逸失利息に対する償還であるので、事業支出への計上には特に問題はないと反論される⁵⁶⁾。

財務改善条項との関連で支払われるべき報酬は法人税法第8a条1項1号の定める他人資本に対する成果依存的報酬とみなす考え方があり得る。会社の収益状況に関連した報酬と解されるからである。また、財務改善の取り決めは単に支払期限の取り決めであるという考え方もある。この点に関して、財務改善条項後に事実上支払われる他人資本の提供に対する報酬と、民法第159条の意味における逸失利息に対する報酬とを明確に区別しなければならない⁵⁷⁾。後者は逸失利息に対する収益の補填であり、他人資本の報酬ではない。したがって、中間期間に支払われるべき報酬には法人税法第8a条1項は適用されない。

(2) 出資者の処理

出資者は、財務改善条項の条件が発生したときには、債権及び投資を事業財産とする利益測定の場合と、それを個人財産とする利益測定の場合とで処理を異にする。

A 事業財産のケース

事業財産に該当する場合には、次の3つのケースを区別する必要がある⁵⁸⁾。

1つめは会社への隠れた出資の払戻しのケースである。つまり、債権放棄が隠れた出資であったときには、それに応じた税務上の効果はその条件発生によって会社にはその取り消しがあったことになる。したがって、出資者は債権を減額し投資の取得原価を増額したのだから、再び債権の復活により投資の取得原価を減額しなければならない。条件発生以前に貸借対照表能力ある債権の期待権が計上されていたときには、この時点で当該取得原価をマイナスする。

2つめは、債権を費用処理していたときには、その逆仕訳が必要となる。その結果、事業収入が発生する。

3つめは条件発生後に発生した債権の利息は事業収入となる。それは、民法第159条に基づく債務法上の返済関係による財務危機期間の逸失利息に対する補償として支払われる支払にも適用される。

B 個人財産のケース

債権及び投資が個人財産に該当するときには、条件発生時点での債権発生は、所得税法第17条・第23条の取得原価にも、またさらに所得税法第20条の利息支払いにも影響する⁵⁹⁾。

債権放棄により、より高い事後的取得原価が売却等において考慮されねばならないときには、条件発生に伴いその逆の効果となる。所得税法第23条による債務法上出資勘定からの分配ないし返済は所得税法第17条1項から3項までの規定の適用を受ける。つまり、ここでは条件発生の結果、隠れた出資の取り消しが生じる。売却取引との同一視によって、債権の普通価値と取得原価及びその返済コストとの相殺とが実施される。債権の普通価値が取得原価を上回る部分について利益が発生し、それは課税の対象となる⁶⁰⁾。債権放棄によって高められた取得原価と債権の普通価値とが条件の発生に伴い一致していれば、課税の対象となる利益は発生しない。

民法第159条の意味における返済の取り決めに対する支払内容が問題となる。原則としてそれは利息の支払いと同じくそれはその他の資本債権からの収益となる(所得税法第20条1項7号)。このすべての債務法上の契約は民法第159条の逸失利息の支払も条件発生及び債権の復活との関連で含まれる⁶¹⁾。

IV 債権放棄の動向

1 DESに対する実務上の取扱

(1) DES実施上の法務問題

2008年のリーマン・ショックを契機として惹起した世界的金融危機を背景に、ドイツではDESが一躍脚光を浴びてきている。このDESについてドイツ法務ではアングロサクソン法とは違って、DESの実施には大きなハードルがある。

ドイツ倒産法では、企業維持よりはむしろ主に責任の実現及びそれによる債権者保護にウェイトが置かれる。「財務的危機の状況のある企業の継続は責任実現の一つの考えられうる手段ではあるが、しかしドイツ倒産法固有の目標ではない(倒産法第1条1項)⁶²⁾」からである。ドイツ法においてDESを実施するときには次の2段階の手続が不可欠となる。第1段階は簡易の減資(vereinfachte Kapitalherabsetzung)であり、第2段階は現物出資である。

前者は株式会社第227条ないし有限会社法第58a条に基づく。一般にDESは欠損填補を主目的とするので、債権者保護手続を要する通常の減資(ordentliche Kapitalherabsetzung)に代え

て、その手続を要しない簡易の減資が適用される⁶³⁾。これには株主総会の特別決議において少なくとも資本金の4分の3を占める株主の同意が必要である(株式法第229条3項)。さらにDESにより債権者の企業への重要な投資を承認するには、併せて引受権委員会(Bezugsrechtsausschluß)の決議も不可欠である(株式法第186条)。このため、DESの実施に際してかなり厳しいハードルがある。

後者の現物出資には民法第397条の定める債権放棄に関する免除契約が必要となる。この債権放棄に伴う現物出資に対しては、あらかじめ会社の定款のなかに現物出資の定めを設けておかねばならない(株式法第187条1項・第27条1項)。さらに、資本金の増加に対して定款変更を伴う株主総会の決議が必要である。これにもまた少なくとも資本金の4分の3を占める株主の同意が必要である。現物出資に関して商業登記簿への資本金増加の申請には原則として評価の検査(Wertgutachten)を受けねばならない(株式法第183条3項)。

債権の評価が資本金の増加を下回るときには、その差額についての株主の補填責任が発生する⁶⁴⁾(株式法第183条2項・第27条3項)。

このような簡易の減資及び現物出資の煩瑣な二段階手続はDESの実施に対して制約条項となっている。

(2) 更生利益に対する税務上の問題

A 2003年連邦財務省通達

1998年以前では会社の更生目的から生じる債務免除益としての更生利益(Sanierungsgewinn)については所得税法及び法人税法とも非課税とされた(1998年改正前所得税法第3条66号)。但し、その非課税の前提は更生の必要性、更生の可能性及び更生の適性であった。この更生利益という特典が1998年に廃止されたのは、この更生利益が繰越欠損金と相殺されることが保証されており、二重の特典は不必要との判断からであった。

その後、この法規定の廃止に伴い、税務当局はそこで生じた欠点を補うため更生免除(Sanierungserlass)に関する仕組みを2003年3月に公表した。これが連邦財務省通達(Bundesministerium der Finanzen-Schreiben;以下BMF通達と略す)である。以下のこの概要について説明する。

このBMF通達によれば、更生利益とは更生目的に対して債務の全部または一部を免除することによって発生する事業財産の増加をいう(BMF通達Ⅱ3)。これは民法第397条1項で定める債務免除契約もしくは債務関係が存在しないという認識によって生じる。この更生利益が税務上の非課税となる特典を受ける前提は、①更生の必要性及び更生の可能性、②債務免除の更生に対する適性、③債権者の更生の意図である(BMF通達Ⅱ4)。このなかに財務改善更生証書との交換による債権放棄による更生利益も税務上の特典に含まれる。

このような更生利益の特別な税務上の特典を認めた背景に1994年に改正された倒産法(Insolvenzordnung)との関係がある。すなわち、1998年以前に認められていた更生利益の非課税措置廃止はまさしく裁判外による更生の促進、債権者の自律性の強化並びに誠実な債務者に対する債務からの法的な解放の導入といった倒産法の制定の趣旨に反する結果をもたらしたからである(BMF通達Ⅲ7)。そこで、BMF通達は更生免除について次の考え方を明示する。更生利益に相当する税金の測定に際して当期の損失だけでなく過年度の損失も含めたすべての損失と更生利益とを相殺する点である。損失との相殺後になお残る更生利益部分については、会社の申請により税金の支払について猶予規定が設けられる(租税通則

法第222条)。更生利益について猶予された税金は一定の調査後に全額免除される(租税通則法第227条)。

例えば、ある有限会社の利益が1,500,000ユーロであるとする。そのなかに当期損失の500,000ユーロと更生利益2,000,000ユーロが含まれており、それ以外に繰越欠損金が800,000ユーロある。このケースではまず次の計算に基づいて課税対象となる更生利益を算定する。

$$\begin{aligned} \text{課税対象の更生利益} &= \text{更生利益} 2,000,000 - (\text{当期損失} 500,000 + \text{繰越欠損金} 800,000) \\ &= 700,000 \text{ユーロ} \end{aligned}$$

この結果得られた700,000ユーロが税金の支払について猶予される(BMF通達Ⅲ8)。

次年度に損失の繰戻しが100,000ユーロあれば、課税対象となる更生利益は前期の700,000ユーロから100,000ユーロの損失繰戻し額を差し引いた600,000ユーロとなり、この金額も同様に税金の支払いが猶予される。

B 最近の2つの判決

このBMF通達の後、最近において注目すべき判決が示された。1つは2007年12月12日のミュンヘン財政裁判所の判決であり、もう1つは2008年4月24日のケルン財政裁判所の判決である。

前者においては、更生利益の非課税ルールが行政の法原則に違反しているという内容である。その理由は、1997年までの旧所得税法第3条66号の事実上の法効果がこの更生免除により再び容認という形で依然として効力を有しているからである⁶⁵⁾。そもそもその旧規定廃止に関する立法者の目標は、更生利益の税控除とその当時に存していた損失相殺の可能性という二重特典の回避にあったはずである。とすれば、その面からは前掲の旧規定の復活は合理的根拠がないというのである。それ故に、この判決は会社が財務的危機の際に更生に対する可能性をかなり制限させる方向を示唆する。この点に関してクネーベル(A.Knebel)は次のように述べる。「しかし、旧所得税法第3条66号の廃止により立法者が更生利益について区別なく課税されねばならないことを表現する裁判所の根拠は、ここでは賛成できない。その場合、ミュンヘン財政裁判所は、立法者が一般に更生利益の特典を阻止しようとせず、むしろ例えばそれは旧法律状況では更生利益の特典のほかにも更に損失との相殺の可能性が存在していたような事由の特典のみを阻止しようとした点を誤解する⁶⁶⁾。」

これに対して、後者は前者ときわめて好対照を示す判決である。それによると、すでに示した旧所得税法第3条66号の規定の廃止があっても、その改正後も依然として更生利益に対する税額免除は立法者の趣旨に添うはずであるという。別言すれば、BMF通達において収益税法上における更生利益と損失との相殺後になお残る更生利益への課税に対する実質的理由が適切ではないとする考え方は、税務当局の判断の範囲において広義に解されねばならない⁶⁷⁾。ここでは持続的な企業再生の見地からは多くのケースにおいて当期損失後になお残る更生利益部分については、さらに繰越欠損金との相殺が必要となる。

連邦政府は2009年の税改正のなかで再びこの特典の制度化を要求する連邦参議院の提案を拒否した。これに伴い、危機的状況のもとで企業の再生はかなり支障が生じかねない。

いずれにせよ、この法律状況の不備に対する緊急改善が望まれている。

C 法人税法第8c 条の新設

2008年に法人税法第8c 条が新たに設けられた。従来、課税利益と他の法人との繰越欠損金との相殺は経済的単一体で発生した損失で、持分の過半数が直接的に譲渡され新しい事

業財産が移転する場合には認められなかった(旧法人税法第8条4項)。この禁止規定は、さらに5年以内に持分の過半数以上となる取引にも拡大される(改正法人税法第8条4項)。但し、その例外は更生利益である。これについては従来同様に繰越欠損金との相殺ができる。この点を法人税法第8c条は一定の制限を設けた。その規定は次のように規定する。

- ① 5年以内に直接的あるいは間接的な出資比率が25%以上で50%以内の他の会社の持分取得には、その持分比率だけ更生利益と繰越欠損金の相殺が認められない。
- ② 出資比率が50%を上回る持分取得のときには、更生利益と繰越欠損金との相殺は全額認められない。

例えば①に関していうと、繰越欠損金が500万ユーロの会社の持分を40%取得したときには、更生利益と繰越欠損金との相殺は繰越欠損金の40%に相当する200万ユーロについて認められず、逆に差額の300万ユーロについては相殺が可能である。このような更生利益と繰越欠損金との相殺に対する制限規定はDESにとって税務上の問題が生じる。価値をすでに喪失した債権部分は、債務者企業において更生利益と完全に相殺できず、最低課税がありうるからである。

その欠点を是正するため、2009年7月に法人税法第8c条1a項という更生条項が新設された。これは、投資が資本会社の更生目的であれば、出資者の変動後の繰越欠損金は消滅しないという規定である。その更生は、支払不能もしくは債務超過の防止ないし回避と、同時に本質的な事業構造の維持を目的とする。その場合の本質的な事業構造とは以下の通りである。

- ① 事業契約が雇用ルールを確保する。
- ② 持分取得後5年内の従業員報酬が従来の報酬の80%を下回らない。
- ③ 資本会社に出資により少なくとも投資時点の総資産の4分の1に相当する重要な事業財産を投資する。

このような3つの要件のうちでいずれか1つを満たす必要がある⁶⁸⁾。この要件をクリアすれば、更生利益と繰越欠損金との相殺は制限されない。

ところが、2010年2月にEU委員会はそのドイツ法人税法における更生条項がEU法に抵触する疑いがあると通告した。そこで、これを受けてドイツ連邦財務省通達は同年4月にその規定の審査が終了までドイツ法人税法の更生規定条項を適用しないことを明らかにした。その後、2011年1月26日にEU委員会は、この更生条項が公的助成金に相当する旨を通知した。そして、この委員会決定が同年9月10日付でEU公報において公表された。その結果、法人税法第8c条1a項はもはや適用できなくなった。

2 債権放棄に対する新手法

DESに対する法務及び税務における実務上の問題により、最近ドイツでは新たな債権放棄の手法が展開されている。

1つはリバースDES(Reverse Debt-Equity-Swap;RDES)である。これは伝統的なDESで実施される手続を逆とし、まず新規の会社を設立し、次に当該会社に債務者企業の債務を移転させる手法である。これによると、債務者企業において所得税法第10b条の定める最低課税の範囲で、税務上の繰越損失と既存の事業経営から生じる将来利益との相殺が可能となる⁶⁹⁾。もっとも、新会社の設立に伴い、税務上簿価ではなくて時価等がベースとなるが、分割剰余金はやはり繰越欠損金と相殺できるメリットがある。

他の1つは、デット・メザニン・スワップ(Debt-Mezzanine-Swap;DMS)である。これは、例えば負債と資本の中間を示すハイブリッドな享益権(Genussrecht)を用いて、一方で商法上はそのメザニンたる享益権の性質を利用して自己資本化しながら、他方で税務上はその報酬を事業支出として処理できる手法である。その結果、自己資本比率を高めると同時に、享益権の報酬分を更生利益と相殺できるメリットがある⁷⁰⁾。

むすび

以上の論旨を整理すれば以下の通りである。

第1は商法上及び税法上では第三者たる債権者の債権放棄及び出資者が事業上の事由ないし欠損填補等の目的による債権放棄は、一方でいずれも債務者側の会社では債務から臨時収益に振り替え、他方で債権者及び出資者は債権を費用処理する。

第2はDESのケースである。商法上DESは簡易の減資と債権による現物出資の手続で実施され、債務者の会社側は債務を時価評価する。その結果、価値を有する債務部分を資本化し、価値喪失部分を収益に計上する。それに対応して債権者は価値を有する債権部分を債権から投資に振り替え、価値喪失部分を費用処理する。投資勘定への振り替えについて取得取引とみる説と製造取引とみる説が対立する。税法上も公示の出資に該当するDESは商法と同様に処理する。

第3は資本金の増加を伴わず、出資者が出資意図を明確にした会社債権の放棄である。商法上これは任意の出資に該当する。通説によると、債務者の会社側は商法上のDESと同様に時価説に立つが、このケースでは現物出資規定を適用する必要はなく、むしろ券面額説を主張する有力な見解もある。この見解では商法第272条2項4号の拘束性のない資本準備金に計上する。出資者は価値を有する債権部分を投資勘定に振り替え、価値喪失部分は費用処理する。税法上は出資者が出資意図を明確にしたケースだけでなく、第三者との比較を通じた会社関係による債権放棄であれば、それは隠れた出資に該当する。商法と同様に通説は債務者側について時価説を主張するが、出資者の立場ではなくて債務者側の立場から券面額説も存在する。出資者は債権が事業財産のときには事後的な取得原価として債権の部分価値で評価するのが通説であるが、すでに利益が実現しているので普通価値で評価すべきという見解もある。

第4は財務改善条項付債権放棄である。これは民法上一般に解除条件付債務免除と解される。商法上債務者たる会社は債務免除時点で債務を減少させて臨時収益を計上する。財務改善条項が年度剰余額あるいは清算剰余額に基づく債務弁済であるときには、通説によると実際に利益が発生する時点までは経済的負担がないのでオフバランスとなる。利益の発生時点で負債とそれに対応する費用を計上する。この点に関して、利益が実際に発生する時点よりも、むしろその発生の確実性がかなり高くなった時点で引当経理するのがベターであろう。債権者もしくは出資者は債権放棄時点で価値を有する債権部分を投資に振り替え、価値喪失した債権部分を費用処理する。債務改善条項が発生した時点で、価値喪失した債権部分を資産化し、それに伴う収益を計上する。

税法上の処理も基本的に商法と同様である。ただ出資者の債権放棄が会社関係によるときには、隠れた出資に該当するので、会社側は価値を有する部分を部分価値で評価し税務上の出資勘定に計上する。この財務改善条項付債権放棄はわが国において知られていない。

これは、一方で債権放棄時点で債務をオフバランスでき自己資本比率を高めることができる点で、債務者企業にメリットがある。他方で、将来に財務改善がうまく進れば債権の弁済も可能となり、債権者にも大きなメリットがある。DESとは明らかに一線を画するこの制度のわが国への導入を早急に検討すべきである。

第5は債権放棄の動向である。まずDESに関して商法上簡易の減資と債権の現物出資という二段階の手続を経なければならず、しかも株主の4分の3以上の同意が必要であり、法的手続がDESの実施に困難を来す可能性が多分にある。税法上、更生利益の処理をめぐって一定の条件が整えば更生利益に対する課税延期ないし課税免除を明示するBMF通達があるが、しかし判決では対立した見解もある。また、世界的な金融不況により更生利益と繰越欠損金の相殺に関する限定ないし緩和といった種々の方向も示唆されている。とりわけ更生利益の課税緩和を目指すドイツ法人税法規定についてEU委員会は審議した結果、公的助成金に相当すると判断し、その規定はもはや適用できなくなった。わが国では、更生利益たる債務消滅益（あるいは債務免除益）と繰越欠損金の相殺については、ほとんど議論されていないのが現状である。ドイツと同様に企業再生を税務面でもバックアップする視点からは、わが国でもこの点の議論が必要であろう。最近では、DESに代わってリバースDESや債務法上の享益権を利用したDMSといった新たな手法も展開されている。

〔注〕

- 1) 企業会計基準委員会、実務対応報告第6号「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」平成20年3月。なお、ドイツにおけるデット・エクイティ・スワップについては、拙著、『ドイツ会計制度論』森山書店、平成24年、252-259ページ参照。
- 2) 弥永真生『「資本」の会計』中央経済社、平成15年、29ページ。株式のオプション価値を法律上保護しないという立場に立てば、券面額説を採用できるという見解がある（草野耕一『会社法の正義』商事法務、平成23年、106ページ）。
- 3) 江頭憲治郎『株式会社法』第3版、有斐閣、平成21年、695-696ページ。
- 4) 鳥飼重和等「非公開会社のための新会社法」商事法務、平成17年、154ページ。
- 5) 中野百々造『会社法務と税務』全訂三版、税務研究会出版局、平成21年、767ページ。
- 6) A.Pflugbeil, Steuerliche Auswirkungen von Sanierungsmaßnahmen bei Kapitalgesellschaften, Berlin, 2006年、22ページ。
- 7) W.D.Hoffmann, Sind wertlose Forderungen gegen Kapitalgesellschaften zum Nennwert einlagefähig?, in: Betriebs-Berater, 第47巻第9号, 1992年3月, 577ページ。
- 8) W.D.Hoffmann, Kritische Anmerkungen zum sog. Einlagebeschluß des Großen BFH-Senats, in: Der Betrieb, 第51巻第40号, 1998年10月, 1984-1985ページ。
- 9) A.Cahn · S.Simon · R.Theiselmann, Forderungen gegen die Gesellschaft als Sacheinlage? - Zum Erfordernis der Forderungsbewertung beim Debt-Equity-Swap, in: Institut for Law and Finance (Goethe-Universität am Main), Working Paper Series, 第117号, 2010年4月, 12ページ。
- 10) A.Herlinghaus, Forderungsverzichte und Besserungsvereinbarungen zur Sanierung von

Kapitalgesellschaften,Köln,1994 年, 38-39 ページ。

- 11) H.J.Priester, Debt-Equity-Swap zum Nennwert?, in: Der Betrieb,第 62 卷第 26 号, 2010 年 7 月, 1447 ページ。
- 12) H.J.Priester, 前掲論文注 11), 1449 ページ。
- 13) H.J.Priester, 前掲論文注 11), 1450 ページ。
- 14) A.Pflugbeil, 前掲書注 6), 32 ページ。
- 15) A.Pflugbeil, 前掲書注 6), 42 ページ。
- 16) この点については, 拙著, 前掲書注 1), 131 ページ参照。A.Herlinghaus, 前掲書注 10), 14 ページ。N.Marenbach, Die Erweiterung der Kapitalbasis einer GmbH: (Verdeckte) Einlage und Gesellschafterdarlehen,Hamburg, 2006 年, 74-75 ページ。なお, ドイツ法における出資概念については, 拙著, 前掲書注 1), 178-189 ページ参照。
- 17) A.Herlinghaus, 前掲書注 10), 21 ページ。R.Winnefeld,Bilanz-Handbuch,第 4 版, München, 2006 年, 311 ページ。
- 18) A.Pflugbeil, 前掲書注 6), 26 ページ。A.Herlinghaus, 前掲書注 10), 29-30 ページ。N.Marenbach, 前掲書注 16), 128・295 ページ。
- 19) A.Herlinghaus, 前掲書注 10), 15-16 ページ。A.Pflugbeil, 前掲書注 6), 23-24 ページ。N.Marenbach, 前掲書注 16), 295 ページ。
- 20) A.Pflugbeil, 前掲書注 6), 33 ページ。A.Herlinghaus, 前掲書注 10), 33-34 ページ。R.Winnefeld, 前掲書注 17), 311 ページ。H.Ellrott etc.編, Beck'scher Bilanz-Kommentar, 第 7 版, München,2010 年, 615 ページ。
- 21) A.Herlinghaus, 前掲書注 10), 41-42 ページ。R.Winnefeld, 前掲書注 17), 318 ページ。
- 22) A.Pflugbeil, 前掲書注 6), 38 ページ。L.Schmidt 編, Einkommensteuergesetz,第 25 版, München,2006 年, 449・492 ページ。
- 23) この公示の出資は所得税法第 6 条 6 項 2 文の定める交換取引に該当するため, 部分価値に代えて普通価値で評価すべきという見解もある(L.Schmidt 編, 前掲書注 22), 449・575 ページ。Dötsch・Geiger・Klingebiel・Lang・Rupp・Wochinger, Verdeckte Gewinnausschüttung/Verdeckte Einlage,Stuttgart,2004 年, 13 ページ)。
- 24) A.Pflugbeil, 前掲書注 6), 41 ページ。
- 25) L.Schmidt 編, 前掲書注 22), 573・574 ページ。Dötsch・Geiger・Klingebiel・Lang・Rupp・Wochinger,前掲書注 23), 71 ページ。R.Winnefeld, 前掲書注 17), 319 ページ。
- 26) A.Pflugbeil, 前掲書注 6), 47 ページ。
- 27) A.Pflugbeil, 前掲書注 6), 49 ページ。
- 28) A.Herlinghaus, 前掲書注 10), 45-48 ページ。
- 29) W.D.Hoffmann, „Einlagen“ von wertlosen Forderungen in die Kapitalgesellschaft in ökonomischer und rechtlicher Betrachtung, in:Deutsches Steuerrecht,第 34 卷 11 号, Beihefter, 1996 年 3 月, 10 ページ。
- 30) A.Herlinghaus, 前掲書注 10), 49 ページ。
- 31) A.Herlinghaus, 前掲書注 10), 49-50 ページ。
- 32) A.Pflugbeil, 前掲書注 6), 47 ページ。
- 33) A.Pflugbeil, 前掲書注 6), 48 ページ。
- 34) A.Pflugbeil, 前掲書注 6), 62-63 ページ。

- 35) A.Pflugbeil, 前掲書注 6), 87 ページ。
- 36) L.Schmidt 編, 前掲書注 22), 574・577 ページ。A.Pflugbeil, 前掲書注 6), 89 ページ。
- 37) A.Pflugbeil, 前掲書注 6), 95 ページ。
- 38) A.Pflugbeil, 前掲書注 6), 100-101 ページ。
- 39) A.Pflugbeil, 前掲書注 6), 102 ページ。
- 40) A.Pflugbeil, 前掲書注 6), 139 ページ。
- 41) A.Pflugbeil, 前掲書注 6), 140 ページ。
- 42) A.Herlinghaus, 前掲書注 10), 49 ページ。
- 43) A.Pflugbeil, 前掲書注 6), 110-111 ページ。
- 44) この詳細については, 拙著, 前掲書注 1), 229 ページ参照。
- 45) A.Pflugbeil, 前掲書注 6), 152 ページ。
- 46) A.Pflugbeil, 前掲書注 6), 146-147 ページ。
- 47) L.Schruff,Zur Bilanzierung latenter Verpflichtungen aus Besserungsscheinen, in:J.Baetge・A. Moxter・D.Schneider 編, Bilanzfragen,Festschrift für Ulrich Leffson,Düsseldorf,1976 年, 所収, 160 ページ。
- 48) Adler・Düring・Schmaltz 編, Rechnungslegung und Prüfung der Unternehmen,第 6 卷, 第 6 版, Stuttgart,1998 年, 224 ページ。
- 49) L.Schruff,, 前掲書注 47), 159 ページ。
- 50) Adler・Düring・Schmaltz 編, 前掲書注 48), 225 ページ。
- 51) Siebert・Lickert, Handels- und steuerliche Behandlung eines Forderungsverzicht mit Besserungsschein und Rangrücktritt bei der GmbH, in:BA/VS, Steuern/Prüfungswesen, Diskussionsbeitrag, 4/2006 年, 13 ページ。
- 52) Siebert・Lickert,前掲論文注 51), 14 ページ。
- 53) A.Pflugbeil, 前掲書注 6), 158 ページ。
- 54) A.Pflugbeil, 前掲書注 6), 161 ページ。
- 55) A.Pflugbeil, 前掲書注 6), 167 ページ。
- 56) A.Pflugbeil, 前掲書注 6), 168 ページ。
- 57) A.Pflugbeil, 前掲書注 6), 170 ページ。
- 58) A.Pflugbeil, 前掲書注 6), 174-175 ページ。
- 59) A.Pflugbeil, 前掲書注 6), 175-176 ページ。
- 60) 61) A.Pflugbeil, 前掲書注 6), 177 ページ。
- 62) M.Scheunemann・G.Hoffmann,Debt-Equity-Swap, in:Der Betrieb,第 62 卷第 19 号, 2009 年 5 月, 983 ページ。
- 63) この詳細は拙著,『資本金会計制度論』森山書店,平成 20 年,40-45 ページ及び拙著,前掲書注 1), 253-254 ページ参照。
- 64) R.Drrouven・J.Nobiling,Reverse Debt-Equity-Swaps – Auch steuerlich eine Alternative?, in: Der Betrieb,第 62 卷第 36 号, 2009 年 9 月, 1895 ページ。
- 65) ~67) A.Knebel, Der Forderungsverzicht als Sanierungsmaßnahme, in:Der Betrieb,第 62 卷第 21 号, 2009 年 5 月, 1097 ページ。
- 68) W.Scheffler, Besteuerung von Unternehmen I,第 11 版, Heidelberg,2009 年, 199 ページ。

- 69) R.Drrouven・J.Nobiling, 前掲論文注 64), 1896 ページ。この詳細は, 拙著, 前掲書 注 1), 262-266 ページ参照。
- 70) H.Oelke ・ H.Torsten ・ S.Degen, Debt Mezzanine Swap - Königsweg für die Restrukturierungsfinanzierung ?, in: Betriebs-Berater,第 64 卷第 6 号, 2010 年 2 月, 301-303 ページ。この詳細は, 拙著, 前掲書注 1), 259-263 ページ。

Abstract

This paper is on the waiver of claims in German accounting law. The conclusion is as follows. First, the debtor accounts for claims waived by creditors and shareholders due to the cause of business purposes as revenue. Creditors account for them as expense. Second, the debtor accounts for valuable claims waived by creditors by means of debt equity swap as equity and the devaluation of claims as revenue. Creditors account for waived own valuable claims as investment and value the devaluation of claims as expense. Third, the debtor accounts for claims waived by shareholders having the characteristics of their investment, but not increasing legal capital as invested capital. Shareholders account for them as their investment. Fourth, the debtor accounts for conditional waiver of claims as revenue in the time of release of debts and then as increase of liability in the time of conditional subsequent accrual of income. Creditors account for waived own claims as expense and then increase of claims in the time of conditional subsequent accrual of income. Fifth, new methods by means of reverse debt equity swap and debt mezzanine swap are recently suggested in stead of debt equity swap that is practically difficult to fill necessary requirements of commercial law.